

質問回答

平成 25 年 7 月 1 日

「南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査」

(公告日:平成 25 年 6 月 5 日 / 公告番号:2)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	指示書 第 2 P3 5. 調査実施上の留意点 (6) 本調査の実施体制	各国政府と開発パートナーに加えて、各国 JICA 事務所と本部関係部署から各段階で助言を求められているが、助言を取り纏る際の南アジア部と受注者の役割分担/体制はどのようになっているでしょうか。(e.g. JICA 内部は南アジア部で取りまとめ、その他は受注者が取り纏めるなど)	JICA(本部関連部署、事務所)との協議につきましては、基本的に南アジア部が窓口として取りまとめを行います。各国政府、開発パートナーとの協議については、受注者が中心となって、相手先(相手国政府、開発パートナー等)との協議(情報収集等)を行っていただきますが、協議を行う前のアポイント取得方法、対処方針等については、事前に各事務所にご相談頂き、進めて頂きたいと考えております。
2	指示書 第 2 P3 (6)本調査の実施体制	「現在進行中の各国別事業との連携、各国政府、開発パートナーとの協力事業との連携」という点で、当案件について、貴機構はアジア開発銀行(ADB)と何等かの協議、情報共有等を行っておりますでしょうか。	ADB とは、以下の情報共有を行っている： インド支援に係る意見交換の一環でクロスボーダー交通・運輸分野に関して ADB・JICA の取組、協力の可能性等につき、ADB 本部とミーティングを持ち情報共有。 SASEC(ADB が事務局)の下で、ADB が支援している地域協力案件、コネクティビティーに係る調査等につき、ADB 本部とミーティングを持ち情報共有。
3	指示書 第 2 P4 (10) 環境社会配慮/社会開発	社会環境配慮に係る候補プロジェクト案件の評価は、JICA 社会環境配慮ガイドラインに基づくものと、当該国の法制度に基づくものの 2 通りの評価に	ご理解の通りです。

		よることを原則とすべきでしょうか。	
4	指示書 第2 P4 (10) 環境社会配慮/社会開発	候補プロジェクト案件によっては未確定要素が多い場合も想定されますが、JICA 社会環境配慮ガイドラインで求められているチェックリスト等について、事業特性を考慮して主要な項目に限定して評価することはあり得ますでしょうか。	ご理解の通りです。
5	指示書 第2 P5 5. 調査実施上の留意点 (12) 中間報告及び最終報告に係るセミナー	セミナーの準備では、どこまで貴機構が実施されるのでしょうか。(e.g. 日本政府関係者の出欠確認、招待状の発送、各国政府参加者の決定、各国出欠確認など)	セミナーの内容(開催地、セミナー参加者等)については、プロポーザルにおいて提案を求めているとおりです。実際の開催にあたり、日本政府・各国政府の参加者の決定時に、受注者から再度提案をいただき、参加者の決定は JICA が行います。出欠確認、招待状の発送を含む必要なロジ(会場の手配(機材手配含む)、昼食の手配、プレゼンテーション資料・配布資料の作成)については、受注者に実施いただきます。上記準備に際して必要な側面支援は JICA(本部、事務所)が行いますので、ご相談願います。
6	指示書 第2 P7 第1次現地調査	(2)の9)にある「現地第2次調査」は「第1次調査」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
7	指示書 第2 P7 (オ) 交通量調査	調査対象国以外(例:中国)との交通量および交通量需要予測について、中国側への貴機構からの調査協力要請は可能でしょうか。	中国については、既存の文献調査を基本として調査を進めていただきたく、現地調査を想定しておりません。従って、当機構から中国側へ調査協力要請を行うことを想定していません。

8	指示書 第2 P8 第2次現地調査/第3次現地調査	現地開催セミナーに招へいする各国政府や関係者の渡航費も見積もり対象でしょうか。	各国政府及び地域機関 (SAARC、BIMSTEC、SASEC) の渡航費につき、見積もり対象として積算してください。
9	指示書 第2 P8 6. 調査の内容 (5) 第2次現地調査	南アジア地域 (特に東部地域) とは具体的にどこ の範囲を示すのでしょうか。	今回調査対象にしているインド、バングラデシュ、 ネパール、ブータンを想定しております。
10	指示書 第3 P12 キックオフ協議	キックオフ協議は日本国内で1回開催という理解 でよろしいでしょうか。	工程表上記載のキックオフ協議は、業務指示書 P.6/15(2)第一次現地調査 1) に言及している、現地 での協議のことです。
11	指示書 第3 P12 キックオフ協議	他案件参加団員が8月末から合流予定ですが、8月 に予定されるキックオフ協議に赴任地から貴機構 TV会議システムを用いて参加することは認められ るでしょうか。	上記踏まえ、JICA事務所とのミーティングの場合 は、必要に応じて、TV会議システムの参加による 対応を考えることもできますが、基本的に、調査対 象国で活動している団員の方を中心にキックオフ 協議を進めて頂きたいと考えます。
12	指示書 第3 P11 業務実施上の条件 指示書 第2 P12 キックオフ協議	上記が認められない場合、キックオフ協議を9月第 1週に想定することは、貴指示書 P11 記載の作業工 程に係る合理的な提案と成り得ますでしょうか。	キックオフ協議の開催を遅らせることで、調査対処 方針が固まった後の現地調査期間に遅れがでるこ とが予想 (報告会開催の遅延含む) される為、2に て回答したように、調査対象国にて活動している団 員を中心にキックオフ協議を進めて頂きたいと考 えます。
13	指示書 第3 P12 現地調査前協議	現地調査前協議は各種報告会の準備と史料致しま すが、第1次現地調査における現地調査前協議とは どのような位置付けでしょうか。	業務指示書 P.6/15 の(2)第1次現地調査 7) に言及し ている協議のことです。
14	指示書 第2 現地調査	現地調査箇所の選定によっては、査証や立入許可取 得に時間を要することが懸念されますが、それらの 期間を提案に含める必要はありますでしょうか。	含めて頂きますようお願いいたします。

15	指示書 第2 現地調査	対象国以外（例：ADB 本部があるフィリピン、多くの国が隣接する中国）への渡航は認められますか。	例示された中国については、前述のとおり、現地調査を想定しておりません。
16	指示書 第2 現地調査	国境施設の所在地について、外務省より「渡航の是非を検討してください」等の危険情報が発出されている場合、現地調査実施の必要性の考え方についてご教示ください。	危険情報のレベルを踏まえ、調査対象地域について提案してください。よって、「渡航の是非を検討してください」等の危険情報発出地域への調査は想定しておりません。
17	指示書 第2 現地調査	前述のような危険情報発出地域への現地調査が必要な場合、戦争保険（戦争危険特約保険）付保や警備員の備上等、安全対策に要する費用を見積りに計上することは可能でしょうか。	前述の回答を踏まえ、戦争保険付保、警備員備上等の安全対策経費の計上は不要と考えております。

以上